

毎週月、水、金曜日発行

# 富山県報

平成30年3月26日

月曜日

号外(4)

## 目次

### 規則

○過疎地域等における県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則 1

## 規則

過疎地域等における県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成30年3月26日

富山県知事 石井 隆一

### 富山県規則第1号

過疎地域等における県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則

過疎地域等における県税の特別措置に関する条例施行規則（昭和39年富山県規則第49号）の一部を次のように改正する。

第3号様式備考2(1)イ中「同意集積区域」を「促進区域」に改め、同様式備考2(3)中「法人税法施行規則」の次に「（昭和40年大蔵省令第12号）」を加え、同様式備考2(4)中「租税特別措置法施行令」の次に「（昭和32年政令第43号）」を加え、同様式備考2(5)中「同意集積区域」を「促進区域」に、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に、「第15条第2項」を「第14条第2項」に、「承認企業立地計画」を「承認地域<sup>けん</sup>経済牽引事業計画」に改め、同様式備考2(6)中「地域再生法」の次に「（平成17年法律第24号）」を加える。

第4号様式備考2(1)イ中「同意集積区域」を「促進区域」に改め、同様式備考2(3)中「法人税法施行規則」の次に「（昭和40年大蔵省令第12号）」を加え、同様式

備考2(4)中「租税特別措置法施行令」の次に「(昭和32年政令第43号)」を加え、同様式備考2(5)中「同意集積区域」を「促進区域」に、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第15条第2項」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号)第14条第2項」に、「承認企業立地計画」を「承認<sup>けん</sup>地域経済牽引事業計画」に改め、同様式備考2(6)中「地域再生法」の次に「(平成17年法律第24号)」を加える。

### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の過疎地域等における県税の特別措置に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(税務課)